

## 伴走型コンサルティング活用支援事業補助金実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、伴走型コンサルティング活用支援事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、伴走型コンサルティング活用支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 対象要件

この補助金の補助対象者は、交付要綱第3条に定めるもののほか、次の(1)から(4)のいずれも実施する病院とする。

(1) 経営改革チームの設置

院長または理事長を責任者とした経営改革チームを設置すること。

(2) 委託契約の条件

事業の実施期間中、少なくとも概ね週一回以上に相当する日数は、委託先の職員が現地において経営改革チームとともに活動すること。

(3) 報告義務

交付要綱第16条に定めるもののほか、次のア、イ、ウの報告を行うこと。

ア 中間報告

県に対し、事業の進捗状況が分かる資料（任意様式）をもとに、進捗状況について説明を行うこと。

イ 成果報告

県が実施する成果報告会において、事業の取組状況を報告すること。

ウ 経過報告

事業完了後の経営改善の取組状況を、事業が完了した翌年度の2月1日から2月28日までの間に報告すること。

(4) 経営改善セミナーへの参加

県が実施する病院経営改善セミナーに参加すること。

#### 附 則

この要領は、令和8年4月16日から施行する。